

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年8月25日
【中間会計期間】	第5期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	桃太郎源株式会社
【英訳名】	Momotaro-Gene Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩 見 均
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町一丁目12番1号岡山柳町ビル4階
【電話番号】	086-238-7848
【事務連絡者氏名】	取締役 伊 達 尚 範
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市北区柳町一丁目12番1号岡山柳町ビル4階
【電話番号】	086-238-7848
【事務連絡者氏名】	取締役 伊 達 尚 範
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (千円)	—	—	—	10,500	—
経常損失 (△) (千円)	△71,012	△74,475	△28,700	△127,870	△106,698
中間(当期)純損失 (△) (千円)	△76,783	△79,368	△33,621	△135,615	△118,416
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	118,000	196,000	204,500	142,800	201,500
発行済株式総数 (株)	3,590	4,370	4,455	3,830	4,425
純資産額 (千円)	31,318	49,117	△6,552	22,085	21,069
総資産額 (千円)	53,463	53,828	2,689	31,302	24,750
1株当たり純資産額 (円)	8,723.71	11,239.67	△1,470.82	5,766.53	4,761.37
1株当たり中間(当期)純損失金額 (△) (円)	△22,320.65	△19,358.15	△7,572.43	△38,094.19	△28,693.18
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.57	91.24	△243.60	70.55	85.12
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△107,037	△74,515	△13,643	△182,192	△117,482
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,343	△4,351	△4,083	△9,353	△10,644
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,000	106,400	6,000	109,600	117,400
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	52,761	50,730	743	23,197	12,470
従業員数 (名)	1	5	5	3	5

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税の会計処理は、第3期のみ税込方式、その他の期は税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	5
---------	---

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間の売上高はありませんでした。また、営業損失は、32,823千円と前年同期と比べ41,798千円(56.0%)の損失の縮小となりました。また、経常損失は、28,700千円と前年同期と比べ45,774千円(61.5%)の損失の縮小となり、中間純損失は、33,621千円と前年同期と比べ45,746千円(57.6%)の損失の縮小となりました。

セグメントの業績については、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、743千円と前年同期と比べ49,987千円(98.5%)の減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失が33,059千円と前年同期と比べ45,766千円(58.1%)の損失の縮小となったものの、未収入金の減少や研究開発等にもなう未払金が増加した結果、△13,643千円と前年同期と比べ60,871千円(81.7%)の支出の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得等による支出がありました結果、△4,083千円と前年同期と比べ267千円(6.1%)の支出の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入がありました結果、6,000千円と前年同期と比べ100,400千円(前年同期は106,400千円)の収入の減少となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における売上高はありませんでした。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間の研究開発活動は、当社がGMP（Good Manufacturing Practice）製造を完了したAd-REIC製剤を提供して、岡山大学が平成23年1月25日より実施している「REIC遺伝子の前立腺がんに対する臨床研究」が順調に進んでおり、治療効果についても、3段階のドーズ（投与量）の中間ドーズで開発側が想定していた「がん細胞特異的細胞死」と「がん免疫の活性化」が確認されつつあります。また、平成21年8月に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（「NEDO」）が実施する「イノベーション推進事業」に採択された当社の「悪性中皮腫に対するREIC発現アデノウィルス製剤の臨床開発事業」において、本剤と全く同一のコンストラクトで、量的、質的な面が改善されたAd-REIC 製剤のGMP製造、及び最終検査が完了しており、岡山大学での臨床研究は、厚生労働省での審査、認可待ちの状態です。

なお、当中間会計期間における当社が支出した研究開発費の総額は11,375千円であります。また、当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間期末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間会計期間における売上高はありませんでした。

一方、臨床試験や外部検定費用などの研究開発費11,375千円、国内及び海外の特許権取得に係る減損損失4,358千円等がありましたことから、中間純損失が33,621千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間は、第三者割当により普通株式30株発行しました結果、資本金が3,000千円、資本準備金が3,000千円増加しました。

この結果、純資産合計は△6,552千円の債務超過となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間における現金及び現金同等物の期末残高は、49,987千円減少し743千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、△13,643千円となりました。これは主に税引前中間純損失が33,059千円となりましたが、岡山市補助金など未収入金10,051千円の減少や研究開発等による未払金6,280千円が増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、△4,083千円となりました。これは主に無形固定資産（特許権）の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、6,000千円となりました。これは第三者割当により普通株式30株の発行がありましたことによるものです。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
計	50,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,455	4,455	非上場	(注)
計	4,455	4,455	—	—

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

平成19年11月5日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成21年12月15日～ 平成29年12月15日	平成21年12月15日～ 平成29年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

② 第2回新株予約権

平成20年5月30日の定時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	90	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成22年6月10日～ 平成30年6月10日	平成22年6月10日～ 平成30年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。	①新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社の取締役、監査役、または従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他株主総会が正当な理由があると認めた場合には、行使できるものとする。 ②新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。	新株予約権を譲渡により取得するためには、株主総会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することが出来ないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月20日 (注) 1	30	4,455	3,000	204,500	3,000	194,500

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格200,000円 資本組入額100,000円
 割当先 (株)リックコーポレーション、他1名

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
公文 裕巳	岡山県岡山市南区	576	12.93
公文 操子	高知県高知市	550	12.35
那須 保友	岡山県岡山市南区	215	4.83
藤尾 幸司	千葉県我孫子市	200	4.49
渡部 昌実	岡山県岡山市北区	200	4.49
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目4番17号	158	3.55
塩見 均	岡山県岡山市北区	150	3.37
中銀投資事業組合3号	岡山県岡山市北区丸の内一丁目14番17号	150	3.37
イーピーエス株式会社	東京都新宿区津久戸町1番8号 神楽坂AKビル8階	150	3.37
株式会社成通企画	岡山県岡山市北区駅前町一丁目1番1号	150	3.37
計	—	2,499	56.09

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,455	4,455	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,455	—	—
総株主の議決権	—	4,455	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	神杉 和男	平成23年6月21日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士小橋仙敬氏による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,470	743
立替金	151	43
未収入金	10,394	342
前払費用	—	408
流動資産合計	23,016	1,537
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,449	※1 1,142
有形固定資産合計	1,449	1,142
投資その他の資産		
出資金	10	10
敷金	275	—
投資その他の資産合計	285	10
固定資産合計	1,734	1,152
資産合計	24,750	2,689
負債の部		
流動負債		
未払金	1,009	7,290
未払費用	233	189
預り金	987	464
未払法人税等	807	562
賞与引当金	644	735
流動負債合計	3,681	9,242
負債合計	3,681	9,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	201,500	204,500
資本剰余金		
資本準備金	191,500	194,500
資本剰余金合計	191,500	194,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△371,930	△405,552
利益剰余金合計	△371,930	△405,552
株主資本合計	21,069	△6,552
純資産合計	21,069	△6,552
負債純資産合計	24,750	2,689

② 【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
売上高	—	—
売上原価	—	—
売上総利益	—	—
販売費及び一般管理費	74,622	32,823
営業損失 (△)	△74,622	△32,823
営業外収益	※1 147	※1 4,122
経常損失 (△)	△74,475	△28,700
特別損失	※2 4,351	※2 4,358
税引前中間純損失 (△)	△78,826	△33,059
法人税、住民税及び事業税	542	561
法人税等合計	542	561
中間純損失 (△)	△79,368	△33,621

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	142,800	132,800	132,800	△253,514	△253,514	22,085	22,085
当中間期変動額							
新株の発行	53,200	53,200	53,200			106,400	106,400
中間純損失（△）				△79,368	△79,368	△79,368	△79,368
当中間期変動額合計	53,200	53,200	53,200	△79,368	△79,368	27,031	27,031
当中間期末残高	196,000	186,000	186,000	△332,882	△332,882	49,117	49,117

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	201,500	191,500	191,500	△371,930	△371,930	21,069	21,069
当中間期変動額							
新株の発行	3,000	3,000	3,000			6,000	6,000
中間純損失（△）				△33,621	△33,621	△33,621	△33,621
当中間期変動額合計	3,000	3,000	3,000	△33,621	△33,621	△27,621	△27,621
当中間期末残高	204,500	194,500	194,500	△405,552	△405,552	△6,552	△6,552

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△78,826	△33,059
減価償却費	615	307
受取利息及び受取配当金	△6	△1
減損損失	4,351	4,358
売上債権の増減額(△は増加)	4,510	—
未収入金の増減額(△は増加)	—	10,051
未払金の増減額(△は減少)	△4,777	6,280
預り金の増減額(△は減少)	—	△522
その他	459	△253
小計	△73,674	△12,839
利息及び配当金の受取額	6	1
法人税等の支払額	△847	△805
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,515	△13,643
投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金の回収による収入	—	275
無形固定資産の取得による支出	△4,351	△4,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,351	△4,083
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	106,400	6,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,400	6,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,533	△11,727
現金及び現金同等物の期首残高	23,197	12,470
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 50,730	※ 743

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

出資金

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,230千円	1,538千円

2 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益の主要な内容は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
補助金収入	128千円	4,099千円

※ 2 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前中間会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

当中間会計期間において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

内容	種類	減損損失
国内及び海外の特許申請費用	特許権	4,351千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

当中間会計期間において、以下の資産グループについて、将来の収益性がないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

内容	種類	減損損失
国内及び海外の特許申請費用	特許権	4,358千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,830	540	—	4,370

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 540株

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,425	30	—	4,455

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 30株

2 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	300	—	—	300	—
第2回新株予約権	普通株式	90	—	—	90	—
合計		390	—	—	390	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	300	—	—	300	—
第2回新株予約権	普通株式	90	—	—	90	—
合計		390	—	—	390	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金	50,730千円	743千円
現金及び現金同等物	50,730千円	743千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	12,470	12,470	—
(2) 未収入金	10,394	10,394	—
資産計	22,864	22,864	—
(1) 未払金	1,009	1,009	—
(2) 未払費用	233	233	—
負債計	1,243	1,243	—

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	743	743	—
(2) 未収入金	342	342	—
資産計	1,086	1,086	—
(1) 未払金	7,290	7,290	—
(2) 未払費用	189	189	—
負債計	7,480	7,480	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
出資金	10	10
敷金	275	—
合計	285	10

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、治療薬研究開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する固定資産がないため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、治療薬研究開発事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	4,761円37銭	△1,470円82銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	21,069	△6,552
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	21,069	△6,552
普通株式の発行済株式数(株)	4,425	4,455
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	4,425	4,455

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失金額	△19,358円15銭	△7,572円43銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(千円)	△79,368	△33,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	△79,368	△33,621
普通株式の期中平均株式数(株)	4,100	4,440

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年6月2日

桃太郎源株式会社
取締役会 御中

小橋公認会計士総合事務所

公認会計士 小 橋 仙 敬 ㊞

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている桃太郎源株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、桃太郎源株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。